

磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱

制 定 平成 15 年 11 月 19 日

最近改正 平成 16 年 9 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市磯子区における地域ケアプラザの指定管理者の指定を、公正かつ適正に実施するため、「磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会」(以下「委員会」と言う。)の設置及び運営その他について、磯子区における地域ケアプラザの指定管理者の指定に関する要綱に定めるもののほか必要な事項を定める。

(委員会の委員構成)

第 2 条 委員会の委員構成は、次のとおりとする。

総務部長、福祉保健センター長、福祉保健センター担当部長、総務課長、区政推進課長、地域振興課長、サービス課長、サービス課担当課長、福祉保健課長、その他必要と認められる者

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長をおき、福祉保健センター担当部長をもってあてる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、別にその職務を代理する者をあらかじめ定めることとする。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員(委員長を除く)の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会の設置)

第 5 条 委員会に作業部会を設置する。作業部会は指定管理者となることを希望する法人に対する書類審査及びヒアリングを行い、その意見を委員会に報告するものとする。作業部会には、利用者代表等が必ず参加することとする。なお、その構成にあたっては、委員長が別に定める。

(案件の提出)

第 6 条 委員会への案件の提出は、福祉保健課長が行う。

2 福祉保健課長は、前項に定める案件があるときは、必要な調査を行ったうえで指定管理者選定依頼書を作成し、関係書類を添付して、委員長に提出しなければならない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉保健課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月19日から施行する。

この要綱は、平成16年 9月 2日から施行する。